

平成 22 年度「主要な政策」に係る評価書要旨

政策名	政策 13 情報通信技術利用環境の整備	担当部局、 課室名	【総合通信基盤局】データ通信課、事業政策課、料金サービス課、電気通信技術システム課、番号企画室、消費者行政課、電波環境課 【情報流通行政局】情報セキュリティ対策室																							
基本目標	電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現を推進するほか、ネットワークセキュリティの高度化等を推進する。																									
政策の概要	<p>電気通信事業における公正競争ルールの整備により一層の競争促進及び利用者利益を確保し、IPv6 対応に向けた実証実験等を実施することで ICT 利用者の利便性向上を促進するほか、電子メール利用についての良好な環境の整備やネットワークセキュリティの高度化等の推進により安心・安全なインターネット環境の整備を図り、情報通信技術に係る利用環境整備を推進する。</p> <p style="text-align: right;">[予算額：1,305 百万円]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">主な施策</th> <th style="width: 25%;">主な事業</th> <th style="width: 10%;">予算額 (百万円)</th> <th style="width: 10%;">担当課室</th> <th style="width: 35%;">関連する 政府方針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターネットの高度化</td> <td>IPv6 インターネットの運用技術習得のためのテストベッド整備</td> <td style="text-align: center;">360</td> <td>データ通信課</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>電気通信分野の消費者行政の推進</td> <td>特定電子メール等送信適正化業務委託</td> <td style="text-align: center;">179</td> <td>消費者行政課</td> <td>セキュアジャパン 2009、犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008</td> </tr> <tr> <td>情報セキュリティの強化</td> <td>マルウェア配布等危害サイト回避システムの実証実験</td> <td style="text-align: center;">240</td> <td>情報セキュリティ対策室</td> <td>セキュアジャパン 2009、国民を守る情報セキュリティ戦略等</td> </tr> </tbody> </table>						主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等	インターネットの高度化	IPv6 インターネットの運用技術習得のためのテストベッド整備	360	データ通信課	—	電気通信分野の消費者行政の推進	特定電子メール等送信適正化業務委託	179	消費者行政課	セキュアジャパン 2009、犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008	情報セキュリティの強化	マルウェア配布等危害サイト回避システムの実証実験	240	情報セキュリティ対策室	セキュアジャパン 2009、国民を守る情報セキュリティ戦略等
主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等																						
インターネットの高度化	IPv6 インターネットの運用技術習得のためのテストベッド整備	360	データ通信課	—																						
電気通信分野の消費者行政の推進	特定電子メール等送信適正化業務委託	179	消費者行政課	セキュアジャパン 2009、犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008																						
情報セキュリティの強化	マルウェア配布等危害サイト回避システムの実証実験	240	情報セキュリティ対策室	セキュアジャパン 2009、国民を守る情報セキュリティ戦略等																						
指標等の状況	指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度																			
	IPv6 の普及促進の実施状況	平成 18 年度と比較した我が国の IPv6 アドレスブロック割振数等の増加	21 年度	IPv6 の普及促進の実施状況を評価するため、「我が国への IPv6 アドレス割振数」が年々増加していることを確認する。	104	123	150																			
	改正特定電子メール法の適切な執行	法律の施行状況の検討及びその結果に基づく必要な措置の実施	21 年度	警告メールの発出が適切に行われているか。 特定電子メール法第 28 条第 1 項に基づく、報告徴収が適切に行われているか。 特定電子メール法第 7 条に基づく、措置命令が適切に行われているか。	759 通 6 件 1 件	3,743 通 5 件 1 件	5,987 通 19 件 6 件																			
	マルウェア配布等危害サイト回避システムの構築を目的とした実証実験の進捗度	実証実験の実施	23 年度	偏りのない幅広い結果が得られるよう、複数の ISP と協力を得た上で実証実験が実施されているか。	-	-	ISP 3 社と連携し、危害サイトリストの作成及びその信ぴょう性評価等を行い、今後の実証実験に向けての指針を得た。																			

<p>政策の実施状況とその分析及び総括的な評価</p>	<p>【政策の実施状況】</p> <p>① インターネットの高度化については、IPv6 利用促進を図るため、複雑かつ大規模なインターネットを IPv6 で構築し、運用できるエンジニアの育成を目的とした IPv6 インターネットの運用技術習得のためのテストベッドを全国 2 箇所に構築した。その上で、IPv6 に対応するための手順についてのシナリオを作成し、検証を繰り返した後、事業者が IPv6 対応を実施するために必要となる参照モデルを作成した。</p> <p>② 電気通信分野の消費者行政の推進については、迷惑メールの最新の実態等の把握・分析や受信者である国民への対応を強化するため、情報収集・分析のためのシステム開発を実施した。</p> <p>③ 情報セキュリティの強化については、新たな情報セキュリティ脅威への対策手法の確立に資するため、平成 21 年度からユーザが危害サイトに直接アクセスすることを回避するシステムの実証実験を実施した。</p> <p>【政策の実施状況の分析】</p> <p>① IPv6 対応に向けた実証実験については、IPv6 ネットワークを構築し、運用できる人材の育成を図ることにより、インターネットの高度化に貢献している。その結果、我が国への IPv6 アドレス割振数は増加（平成 19 年度 104→平成 21 年度 150）しており、既存の設備やネットワーク回線等を活用することにより、実験環境の構築を効率的に実施している。</p> <p>② 迷惑メール対策については、法執行の強化を行うだけでなく、迷惑メール送信の技術動向等の把握、対策技術開発等について公表し、対策の実効性の強化と国民への周知に貢献するとともに、相談窓口等を通じた情報収集・分析を行い、その結果に基づく適切な行政指導を実施することで効率的に運営されている。また、通報分析システムの開発を実施し、情報収集の効率化を図っている。</p> <p>③ マルウェア配布等危害サイト回避システムの実証実験については、複数の ISP と連携し、実際のインターネット環境における当該システムの有効性が確認できた。</p> <p>【総括的な評価】</p> <p>上記の分析を踏まえると、当該政策全体として成果をあげており、情報通信技術利用環境の整備に向け、着実に前進しているものと評価できる。</p>
<p>行政事業レビューとの関連</p>	<p>IPv6 インターネットの運用技術習得のためのテストベッド整備については、より多くの IPv6 関連技術者を育成するため、多くの技術者がテストベッドを活用することができるよう、請負者や IPv4 アドレス枯渇対応タスクフォース等の団体を通じて、本施策の周知を図ることとしている。</p>
<p>今後の課題と取組の反映の方向性</p>	<p>今後も情報通信技術利用環境の整備に当たっては、電気通信事業における公正競争ルールに関して、必要に応じ制度改正を実施するための検討を行っていくほか、インターネットトラヒックのひっ迫対策等のインターネットの高度化を図ることにより、利用者の利便性の向上を図る。</p> <p>また、社会・経済の ICT 化によって生じる安心・安全なインターネットの利用を確保するため、迷惑メール対策をはじめとする電気通信分野の消費者保護について継続的な予算要求を行うとともに、「第 2 次情報セキュリティ基本計画」及び「国民を守る情報セキュリティ戦略」に則り、情報セキュリティの強化について実施体制を維持していく。</p>
<p>その他関連データ</p>	<p>平成 22 年 6 月、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング高崎氏から施策の有効性、必要性等についてご意見をいただき、評価書に反映した。</p>

平成22年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 総合通信基盤局データ通信課、
事業政策課、料金サービス課、電気通信技術システム課、番号企画室、
消費者行政課、電波環境課、情報流通行政局情報セキュリティ対策室

評 価 年 月 平成22年8月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策13 情報通信技術利用環境の整備

（基本目標）

電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現を推進するほか、ネットワークセキュリティの高度化等を推進する。

（政策の概要）

電気通信事業における公正競争ルールの整備により一層の競争促進及び利用者利益を確保し、IPv6 対応に向けた実証実験等を実施することで ICT 利用者の利便性向上を促進するほか、電子メール利用についての良好な環境の整備やネットワークセキュリティの高度化等の推進により安心・安全なインターネット環境の整備を図り、情報通信技術に係る利用環境整備を推進する。

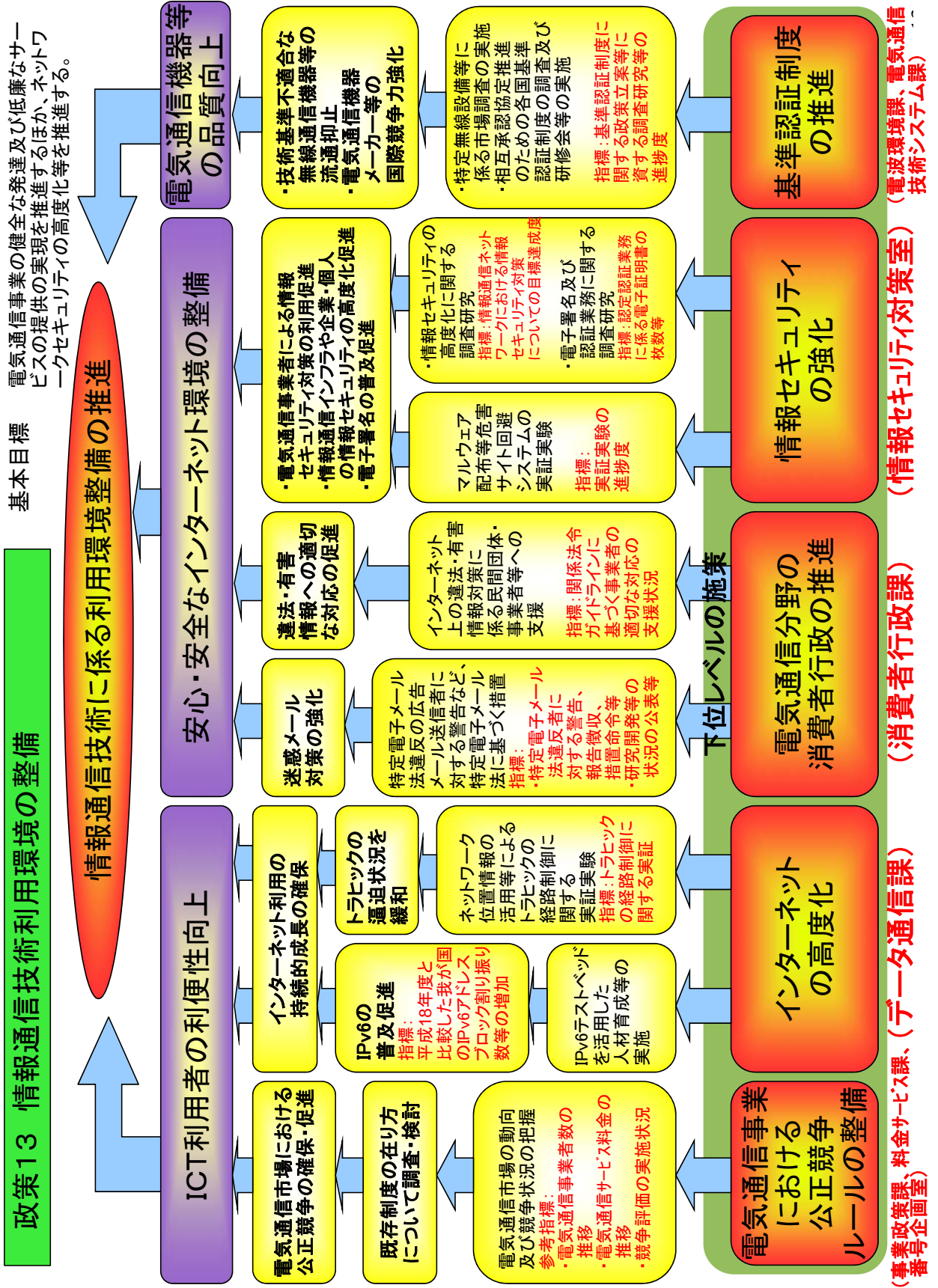
主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
電気通信事業における公正競争ルールの整備	電気通信事業における公正競争ルール整備に関する調査研究	44	事業政策課	—
	電気通信番号に関する調査研究	21	番号企画室	—
	電気通信事業における料金政策等に関する調査研究	50	料金サービス課	—
インターネットの高度化	インターネットに関する総合的な調査研究	39	データ通信課	—
	ネットワーク位置情報の活用等によるトラヒックの経路制御に関する実証実験	77	データ通信課	—
	IPv6 インターネットの運用技術習得のためのテストベッド整備	360	データ通信課	—
電気通信分野の消費者行政の推進	電気通信消費者保護に関する調査研究（本省）	33	消費者行政課	・青少年インターネット環境整備基本計画
	特定電子メール等送信適正化業務委託	179	消費者行政課	・セキュアジャパン 2009 ・犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008
	インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等の請負	39	消費者行政課	・知的財産推進計画 2010 ・青少年インターネット環境整備基本計画 ・犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008 等
	ネット有害環境から青少年を守る緊急対策事業	89	消費者行政課	・青少年インターネット環境整備基本計画

主な施策	主な事業	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
情報セキュリティの強化	電子署名及び認証業務に関する調査研究	53	情報セキュリティ対策室	・セキュアジャパン 2009 ・国民を守る情報セキュリティ戦略等
	情報セキュリティの高度化に関する調査研究	54	情報セキュリティ対策室	・セキュアジャパン 2009 ・犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008 ・国民を守る情報セキュリティ戦略等
	マルウェア配布等危害サイト回避システムの実証実験	240	情報セキュリティ対策室	・セキュアジャパン 2009 ・国民を守る情報セキュリティ戦略等
基準認証制度の整備	特定無線設備等に係る市場調査の実施	14	電波環境課、 電気通信技術システム課	
	相互承認協定（MRA）推進のための各国基準認証制度調査及び研修会	11	電波環境課、 電気通信技術システム課	

（平成 21 年度予算額）

1,305 百万円

(基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」))



2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

昭和 60 年の競争原理の導入以降、我が国の電気通信市場は、累次の公正競争促進策の実施や事後規制への転換（平成 16 年）等により、着実に拡大し国民・利用者に低廉で多様・高度なサービスが提供されてきたところ。しかしながら、昨今は IP 化、ブロードバンド化、モバイル化が進展し、ネットワーク構造も大きく変化してきており、この新たなネットワーク構造に適切に対応した公正な競争ルールの整備についての検討が必要である。

さらに、インターネットの高度化への対応や、社会・経済の ICT 化が進むことによって生じる違法・有害情報や迷惑メール等の様々な問題・課題に適切に対処し、安心・安全な ICT 利活用を促進するため、電気通信分野の消費者保護や情報セキュリティの強化を図りつつ、ICT の利用環境を整備する必要がある。

(2) 関係する内閣の重要方針（主なもの）

重要方針	年月日	記載事項（抜粋）
第 164 回国会 内閣総理大臣施政方針演説	平成 18 年 1 月 20 日	我が国は、この 4 年半で、高速インターネットの加入者数が 85 万から 2,200 万人へ、インターネットを使った株式取引の割合が 6 パーセントから 29 パーセントへ、それぞれ急成長し、世界で最も低い料金で素早く多くの情報に接することができる「世界最先端の IT 国家」となりました。

3 政策の実施状況

○電気通信事業における公正競争ルールの整備

IP 化・ブロードバンド化・モバイル化・ユビキタス化を背景とした電気通信市場の競争状況の変化を正確に把握するための調査研究を行うとともに、一層の競争促進及び利用者利益の確保に必要な料金政策、番号政策に関する調査研究を実施した。

なお、平成 21 年度目標設定表において本施策に係る「あらかじめ目標（値）を設定した指標」を設定していないが、平成 22 年度目標設定表では当該指標が設定されていることを踏まえ、次のとおり、その指標の状況についても把握した。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

○あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
電気通信市場における公正競争の確保・促進	固定通信・移動体通信・インターネット接続等を対象とした「電気通信事業分野における競争状況の評価」のとりまとめ、公表の実施	23 年度	電気通信事業分野の競争状況を的確に把握しているか。	定点観測的な分析・評価に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響、隣接市場間の相互関係、携帯電話番号ポータビリティ制度導入による競争状況の変化について分析・評価し、公表	定点観測的な分析・評価に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析を深化させ、プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響について分析・評価し、公表	定点観測的な分析・評価に加え、バンドルサービス及び FMC 型サービスの市場競争への影響について分析・評価し、公表
	国内外の電気通信市場の動向及び既存の料金制度の在り方など、電気通信事業における料金算定等に関する調査研究の実施	22 年度	電気通信市場における一層の競争促進を図るために必要な省令改正等の具体的な政策検討に資するために必要な調査研究が実施されているか。	必要な調査研究を行い、固定電話網の接続料における算定方法等について制度改正を実施	必要な調査研究を行い、ユニバーサルサービス制度における算定方法等について制度改正を実施	必要な調査研究を行い、固定電話網の接続料における算定方法等について制度改正を実施
	諸外国の電気通信番号の管理動向及び国内の管理制度の在り方など、電気通信番号の管理の在り方について調査研究を実施	22 年度	電気通信番号の有効活用の促進に資するために必要な調査研究が実施されているか。	必要な調査研究を行い、FMC サービスに対応した制度改正を実施	必要な調査研究を行い、次世代通信サービスに対応した制度改正を実施	必要な調査研究を行い、115 番による電報類似サービス受付に対応した制度改正を実施

※ 指標「電気通信市場における公正競争の確保・促進」の目標値「固定通信・移動体通信・インターネット接続等を対象とした「電気通信事業分野における競争状況の評価」のとりまとめ、公表の実施」については、平成 21 年度目標設定表には参考となる指標として記載されていたが、平成 22 年度目標設定表では「あらかじめ目標(値)を設定した指標」として設定されていることを踏まえ、参考情報として把握した。

※ 指標「電気通信市場における公正競争の確保・促進」の目標値「国内外の電気通信市場の動向及び既存の料金制度の在り方など、電気通信事業における料金算定等に関する調査研究の実施」及び「諸外国の電気通信番号の管理動向及び国内の管理制度の在り方など、電気通信番号の管理の在り方について調査研究を実施」については、平成 21 年度目標設定表には記載されていないが、平成 22 年度目標設定表では「あらかじめ目標(値)を設定した指標」として設定されていることを踏まえ、参考情報として把握した。

○参考となる指標その他の参考となる情報

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
電気通信事業者数の推移	電気通信事業者数の推移の把握	(別紙1参照)		
ブロードバンド契約者数の推移	ブロードバンド契約者数の推移の把握	(別紙2参照)		
電気通信サービスの料金の推移	電気通信サービスの料金の推移の把握	(別紙3参照)		

※ 「競争評価の実施状況」については、前述の「あらかじめ目標(値)を設定した指標」中、「固定通信・移動体通信・インターネット接続等を対象とした『電気通信事業分野における競争状況の評価』のとりまとめ、公表の実施」のとおりであるため、ここでは記載を省略している。

○電気通信分野の消費者行政の推進

インターネット上の違法・有害情報問題に関する専門家の不足等により、対応の判断が困難なことが多い中小のプロバイダ等による違法・有害情報の削除等を促進するため、電話及びメールによる相談を受け付けるとともに、啓発・研修業務を実施した。また、迷惑メール対策については、迷惑メールの最新の実態等の把握・分析や受信者である国民への対応を強化するため、情報収集・分析のためのシステム開発を実施した。

<平成21年度目標設定表における指標等の状況>

○あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
改正特定電子メール法の適切な執行	法律の施行状況の検討及びその結果に基づく必要な措置の実施	21年度	警告メールの発出が適切に行われているか。	759通	3,743通	5,987通
			特定電子メール法第28条第1項に基づく、報告徴収が適切に行われているか。	6件 この他、法律に基づかない任意聴取も随時実施	5件 この他、法律に基づかない任意聴取も随時実施	19件 この他、法律に基づかない任意聴取も随時実施
			特定電子メール法第7条に基づく、措置命令が適切に行われているか。	1件	1件	6件
	研究開発等の状況の公表等	21年度	毎年度公表を実施	1回	1回	1回
事業者によるインターネット上の違法・有害情報への適切な対応の促進	関係法令・ガイドラインに基づく事業者の適切な対応の支援	21年度	違法・有害情報に対処するための法令・ガイドラインは既に整備されているところ、これらに基づき具体的な措置を講じる場面での支援を行うことにより、事業者による適切な対応が促進されているか確認する。	—	—	中小プロバイダ等からの相談業務を通じ、違法・有害情報対策に対する民間の自主的な取組が促進された。また、相談内容の分析をもとに政策提言を受けた。

○インターネットの高度化

社会インフラであるインターネットの安定的な利用を可能とするため、ネットワーク内の位置情報の利用や地域 IX の活用等によるトラヒックの経路制御に関する実証実験を実施し、地域へのユーザトラヒックの閉じ込めによるトラヒック削減効果の確認や調査研究等によりインターネットトラヒックの急増によるネットワークの混雑が緩和されるよう取り組んだ。また、IPv6 利用促進を図るため、複雑かつ大規模なインターネットを IPv6 で構築し、運用できるエンジニアの育成を目的とした IPv6 インターネットの運用技術習得のためのテストベッドを全国 2 箇所構築した。その上で、IPv6 対応するための手順についてのシナリオを作成し、検証を繰り返した後、事業者が IPv6 対応を実施するために必要となる参照モデルを作成した。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

○あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
IPv6 の普及促進の実施状況	平成 18 年度と比較した我が国の IPv6 アドレスブロック割振数等の増加	21 年度	IPv6 の普及促進の実施状況を評価するため、「我が国への IPv6 アドレス割振数」が年々増加していることを確認する。	104	123	150
実ネットワークと同等の環境を持つ IPv6 テストベッドの整備による人材 (IPv6 ネットワーク技術者) の育成	1,000 人	22 年度	複雑かつ大規模な IPv6 インターネットを構築し、運用できる人材を何人育成できたか。	—	—	約 310 名
ネットワーク位置情報の活用等によるトラヒックの経路制御に関する実証実験の進捗度	実証実験の実施	23 年度	実証実験の実施状況の指標により本施策の進行管理を行う。	—	—	ネットワーク位置情報システムの仕様を策定のうえ、地域に限定した実証実験を実施し、今後の全国規模での実証実験に向けての課題を抽出。

※ 指標「実ネットワークと同等の環境を持つ IPv6 テストベッドの整備による人材 (IPv6 ネットワーク技術者) の育成」は、平成 21 年度目標設定表には記載されていないが、平成 22 年度目標設定表では「あらかじめ目標 (値) を設定した指標」として設定されていることを踏まえ、参考情報として把握した。

※ 指標「ネットワーク位置情報の活用等によるトラヒックの経路制御に関する実証」については、平成 22 年度目標設定表では「トラヒックの集中回避のためのネットワーク制御に関する実証実験の進捗度」と改め、目標を「ネットワーク位置情報を利用する P2P や地域 ISP に設置したキャッシュを活用することにより、東京一極集中型のトラヒックを地方に分散させネットワークの混雑を緩和することの実証を実施」を目標 (値) として記載している。

○参考となる指標その他の参考となる情報

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
IPv6 利用状況	我が国の、IPv6 による DNS クエリー（DNS サーバーへの問い合わせ）の IPv4 による DNS クエリーに対する比率の推移 注）これまで、「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」（総務省）における数値を参考指標としていたが、実際の利用率を示す DNS クエリーの比率がより有効であると判断し、指標を変更した。	—	0.76%	1.24%* 注）* 21年度のデータは、平成22年1月末のもの

※ 指標「IPv6 テストベッドを活用した人材育成等の実施状況」については、前述の「あらかじめ目標(値)を設定した指標」中、「実ネットワークと同等の環境を持つ IPv6 テストベッドの整備による人材（IPv6 ネットワーク技術者）の育成」のとおりであるため、ここでは記載を省略している。

○情報セキュリティの強化

平成 21 年度からユーザが危害サイトに直接アクセスすることを回避するシステムの実証実験を行い、新たな情報セキュリティ脅威への対策手法の確立に資する一方、「電子署名及び認証業務に関する法律」に基づく認定制度の円滑な実施・運用に資する調査研究や普及啓発活動を通して電子署名を利用できる環境を整備し、ネットワークを利用した社会経済活動を促進した。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

○あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施状況 ・サイバー攻撃等に対する電気通信事業者等における緊急体制の強化	緊急対応体制の強化	21年度	電気通信事業者の緊急対応体制を評価するためには、演習等による機能検証、サイバー攻撃に対する組織のマネジメントの確立等が求められる。 そこで、電気通信事業者の緊急対応体制の強化のため、「電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習の実施」並びに「電気通信事業における情報マネジメントの強化」に向けた施策等を実施。	平成 18 年度に引き続き、様々な攻撃を対象にした演習を実施し、緊急対応体制構築に向け更なる課題抽出を行うとともに、体制強化に向けた方策を検討した。 また、我が国において検討した電気通信事業における情報セキュリティマネジメントについて国際規格化を行い、国内普及に向けた方策について調査研究を行った。	平成 19 年度に引き続き、様々な攻撃を対象にした高度な演習を実施し、緊急対応体制構築に向け更なる課題抽出を行い、体制強化に向けた方策を検討するとともに、演習を普遍化するためのマニュアルとして、演習フレームワークを策定した。 我が国において検討した電気通信事業者における情報セキュリティマネジメントについて 19 年度に引き続き国際規格化を行い、国内普及に向けた方策について調査研究を行った。	平成 21 年度以降に民間が主体となり、演習を実施するための母体となる検討の場が、平成 21 年 5 月に設置されたところであり、これまでの成果を踏まえ、平成 21 年度においても演習が実施された。 また、我が国において検討した電気通信事業者における情報セキュリティマネジメントに関する普及促進に向けて、民間における検討の場を設置した。

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
電子署名及び認証業務の普及状況	認定認証業務に係る電子証明書の枚数(30万枚以上)	22年度	<p>特定認証業務の認定制度を円滑に実施し、電子署名法の目的(電子署名の円滑な利用を確保し、情報流通・情報処理の促進及びこれによる国民生活の向上等に寄与すること)が達成されているか。</p> <p>ある時点における、電子署名の円滑な利用が確保されているかどうかの評価指標として、発行累計総数から、既に失効された電子証明書の枚数を除いた「有効枚数」を用いる。</p>	約 25.7 万枚	約 27.3 万枚	約 28.6 万枚
	国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動の実施回数(講演活動の実施4回以上)	21年度	<p>国民が安心して電子署名を利用できるようにするためには、電子署名及び認証業務に関する国民の理解の一層の深化を図ることが必要であるが、普及啓発活動は十分に実施されているか。</p> <p>普及啓発活動は十分に実施されているかどうかの評価指標として、電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発を目的とした講演活動の実施回数を用いる。</p>	5回	5回	5回

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
電子署名法に基づく認定制度の円滑な実施	認定基準に係る暗号技術等の動向や各国の電子署名に関する状況の調査を実施	22年度	電子署名法に基づく認定制度の円滑な運用のために必要な告示改正等の具体的な検討に資するため、認定基準に関する技術動向や各国の電子署名法に関する調査研究が実施されているか。			電子署名法に係る暗号技術の移行等、継続して取り組むべき課題の整理や、暗号技術の移行に向けた技術動向調査等を実施し、告示の改正等を行った。
マルウェア配布等危害サイト回避システムの構築を目的とした実証実験の進捗度	ユーザが危害サイトに意図せずアクセスすることを、ネットワーク側で回避する技術の実証を実験	23年度	偏りのない幅広い結果が得られるよう、複数のISPと協力を得た上で実証実験が実施されているか。	-	-	ISP3社と連携し、危害サイトリストの作成及びその信ぴょう性評価等を行い、今後の実証実験に向けての指針を得た。

※ 指標「電子署名法に基づく認定制度の円滑な実施」は、平成21年度目標設定表には記載されていないが、平成22年度目標設定表では「あらかじめ目標（値）を設定した指標」として設定されていることを踏まえ、参考情報として把握した。

※ 指標「マルウェア配布等危害サイト回避システムの構築を目的とした実証実験の進捗度」の目標（値）については、平成22年度目標設定表では、「ユーザが危害サイトに意図せずアクセスすることを、ネットワーク側で回避する技術の実証を実験」に改めている。

○参考となる指標その他の参考となる情報

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
電子署名及び認証業務に関する調査研究	国民に対し認証業務の信頼性の判断目安を提供する特定認証業務の認定制度につき、認定基準等は実態に即したものに維持できているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・認証業務に関する信頼性の目安を適正なものに保つため、及び電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるため、各種の調査研究を継続して実施している。 ・平成19年度は「電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る検討会」を実施し、現行の電子署名法に関する課題の検討を行った。平成20年度は同検討会報告書で指摘されている暗号移行等について検討し、認定基準を規定している電子署名法の告示に対して所要の改正を行うこととした。 		
電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定制度の運用	業務の用に供する設備及び業務の実施の方法に関する一定の基準を満たす特定認証業務に対し認定を行うことにより、国民に対し認証業務の信頼性の目安を提供できているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は1業務、平成20年度は1業務を認定認証業務として新規認定しており（平成18年度は新規認定なし）、平成21年3月31日現在、認定認証事業者数及び認定認証業務数は、18事業者18業務となっている。 ・また、認定認証業務の認定の更新に関しては、平成18年度は18業務、平成19年度は18業務、平成20年度は18業務に対してなされており、認定認証業務の変更の認定に関しては、平成18年度は9業務、平成19年度は18業務、平成20年度は13業務に対してなされている。 		

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発活動	国民が安心して電子署名を利用できるようにするためには、電子署名及び認証業務に関する国民の理解の一層の深化を図ることが必要であるが、普及啓発活動は十分に実施されているか。	電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動として、電子署名及び認証業務並びにその関連技術の利用促進を目的としたセミナーの開催、電子署名及び認証業務に関するリーフレットの作成等を通じて、国民の理解の醸成に努めている。		
実験に参加しているISP数	より多くのISPの参加を得た上で、マルウェア配布等危害サイト回避システムの有効性について十分な検証ができてきているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・4社のセキュリティ関連企業を含む各方面から危害サイトの候補を入手し、それらを元に危害サイトリストのデータベースの構築を行った。 ・H21年度の実証実験に3社のISPに参加してもらい、各社から3回に渡り危害サイトへのユーザのアクセスと照らし合わせ、危害サイトリストの有効性を検証した。 		

○基準認証制度の推進

電波法、電気通信事業法又は特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（MRA法）に基づき、技術基準への適合性の認証等を受けた無線通信機器等について、事後的に技術基準への適合性を確認することにより、無線通信機器等に係る基準認証制度を適正・健全に維持するとともに、各国の基準認証制度の調査及び研修会を実施し、MRAの適確な実施を確保した。

<平成21年度目標設定表における指標等の状況>

○あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
基準認証制度に関する政策立案等に資する調査研究等の進捗度	特定無線設備等に係る市場調査の実施	21年度	特定無線設備等について、技術基準への適合性等を確認するため、市場調査が実施されているか否か。	71台の機器を選定し市場調査を実施。	60台の機器を選定し市場調査を実施。	80台の機器を選定し市場調査を実施。
	各国基準認証制度の調査の実施	21年度	MRAの円滑な実施及び一層の推進のため、各国基準認証制度に関する調査研究等が実施されているか。	10の国・地域の基準認証制度の調査を実施。 (※)	10の国・地域の基準認証制度の調査を実施。 (※)	10の国・地域の基準認証制度の調査を実施。 (※)
	相互承認協定(MRA)の実施に伴う研修会等の開催	21年度	国内外の認証機関の能力向上のため、研修会が開催されているか。	-	MRA国際研修会を開催。	MRA国際研修会を開催。

※ 本指標については、平成22年度目標設定表では「基準認証制度の円滑な実施」と改め、その目標(値)を「我が国の基準に適合しない特定無線設備等に係る市場調査の実施」及び「各国基準認証制度の動向調査及びMRA(相互承認協定)国際研修会の実施」としている。

4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

(1) 政策の実施状況の分析

主な施策	分析内容
電気通信事業における公正競争ルールの整備	<p>電気通信市場の動向や競争状況を定期的に調査・評価することにより、現在の我が国の電気通信市場が置かれた状況を把握し、その結果を踏まえ、既存制度の在り方について検討することが必要である。毎年度、公表している「競争評価」は情報通信審議会や各種研究会等の議論において行政や事業者により活用され、実施にあつては、定点的な評価に加え特定のテーマに焦点を当てた評価を行うため、調査項目については時宜にかなったものとしている。「料金算定等の在り方」については、一層の競争促進及び利用者利益の確保を図るために必要な省令等の改正を行うための検討への活用など有効性があると認められるとともに、電気通信市場の環境変化に対応した調査項目となるよう適時適切に見直しを行うなど効率的な実施をしている。また、「電気通信番号」については、115 番受付による電報類似サービスに対応した制度改正を行うなど利用者利便の向上に貢献しているものであり、調査項目についても次世代ネットワークへの移行に焦点を絞るなど、時宜にかなったものとしている。</p>
電気通信分野の消費者行政の推進	<p>電気通信分野の消費者行政の推進における迷惑メール対策については、流量が増加傾向にあり、手段も悪質・巧妙化し、世界的な連携が必要な問題ともなっている。本事業は法執行の強化を行うだけでなく、迷惑メール送信の技術動向等の把握、対策技術開発等について公表し、対策の実効性の強化と国民への周知に貢献するとともに、相談窓口等を通じた情報収集・分析を行い、その結果に基づく適切な行政指導を実施することで効率的に運営されている。また、通報分析システムの開発を実施し、情報収集の効率化を図っている。違法・有害情報対策では、民間の自主的取組を推進するため、自らの判断で必要な措置を行えるような支援策が必要である。このため、国の責務において実施していくことが不可欠であり、相談業務によって対応の判断に苦慮している中小プロバイダの対応が着実に促進されており、施策の有効性が認められる。また、専門知識を有する弁護士へ対応方法の相談を行い、相談業務への第三者的立場からの評価を実施することで、本施策の効率的・効果的な実施に努めている。</p>
インターネットの高度化	<p>インターネット利用の持続的成長や高度利用を確保するため、IPv6 対応やトラヒック対策等のインターネットの高度化を図る必要がある。IPv6 対応に向けた実証実験については、IPv6 ネットワークを構築し、運用できる人材の育成を図ることにより、インターネットの高度化に貢献している。その結果、我が国への IPv6 アドレス割り振り数は増加（平成 19 年度 104→平成 21 年度 150）しており、既存の設備やネットワーク回線等を活用することにより、実験環境の構築を効率的に実施している。</p>
情報セキュリティの強化	<p>最近情報セキュリティ上のリスクが多様化・高度化・複雑化しており、従来の取組では情報セキュリティの確保が困難な状況が発生している。こうした情報セキュリティをめぐる環境の変化に的確に対応するため、情報セキュリティ政策会議において、政府の情報セキュリティ戦略である「第 2 次情報セキュリティ基本計画」の実施プログラムである「セキュアジャパン 2009」で、本施策の実施が求められている。その中で、電気通信事業分野におけるサイバー攻撃への対応強化、企業における電子署名利活用の普及促進、マルウェア配布等危害サイト回避システムの実証実験を重点政策と定めている。それらを取り組む事により、サイバー攻撃等に対する電気通信事業者等における緊急対応性の強化や、認定認証業務に係る電子証明書枚数の増加等有効性が認められる。また平成 21 年度から新たな情報セキュリティ脅威に対するため、マルウェア配布等危害サイト回避システムの実証実験を開始し、本実証実験において参加 ISP を確保し、構築した危害サイトのデータベースとアクセスを比較する事で危害サイトのリストの有効性が確認できた。実証実験の実施に際しては、様々な専門的知見を有する有識者からの指導・助言を実施内容に反映させることにより、施策の目的を効果的・効率的に達成することができるよう努めている。一方、利用者のセキュリティ水準向上に向けた取組は、これまで情報発信によるものが中心であったが、更なる水準向上のため、より効果的な取組が求められている。</p>

主な施策	分析内容
基準認証制度の推進	平成 22 年度も継続して実施することにより、技術基準不適合機器による混信や妨害による被害や電気通信回線設備の損傷の拡大を防止する必要がある。市場調査を実施することにより、警察・消防等の重要無線通信等への混信や妨害による被害や電気通信回線設備の損傷を未然に抑止し、消費者・利用者保護や製造業者等の基準認証制度に係る遵法意識の向上による市場の規律維持などの効果が期待できる。MRA は各国の電気通信機器を規制する政府間の協定により行われるものであり、協定で政府に課せられた国際約束の誠実な履行の観点から、国の責任において実施することが必要である。相互承認協定で我が国政府に課せられている自国の認証機関を相手国の法令に従って指定・監督する義務の履行、日米協定の国際約束の履行及び衆参両院の附帯決議に対応することにより、国際的に信頼される認証機関を育成し、利用者の利便性の向上につながる。

(2) 総括的な評価

公正競争ルールの整備、インターネットの高度化、電気通信分野の消費者行政の推進、情報セキュリティの強化をはじめ、以下のとおり着実に成果をあげている。

公正競争ルールの整備については、「競争評価」や電気通信サービスに係る内外格差の状況の公表、料金算定等及び電気通信番号利用等に係る必要な省令等の改正を実施している。

インターネットの高度化に関して、IPv6 対応については、実証実験を実施し、IPv6 で構築・運用できる人材育成を図っている。

迷惑メール対策については、昨年度以上の件数の行政指導や行政処分などを実施し、より一層の法の実効性を強化するとともに、国際連携について一層の強化を図っている。また、違法・有害情報対策では、対応の判断に苦慮している中小プロバイダ等からの相談業務を着実に実施している。この結果、安心・安全なインターネット利用環境の整備に向けた効果的な取組が行われていると認められる。

情報セキュリティの強化については、認定認証業務に係る電子証明書の枚数は順調に増加し、安心・安全な電子商取引環境の整備に貢献している。また平成 21 年度から危害サイトを通じてマルウェア感染対策に関する実証実験を開始し、技術の有効性を確認することで、新たな情報セキュリティ脅威への取組は着実に進展している。この結果、安心・安全なインターネット利用環境の整備に向けた効果的な取組が行われていると認められる。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 個別施策・事業の課題と取組の方向性

	方向性の内容等	
電気通信事業における公正競争ルールの整備	「競争評価」を着実に実施するとともに、一層の競争促進及び利用者利益の確保を図るために、料金算定、電気通信番号の有効利用等について必要な省令等の改正に資する検討を引き続き実施する。また、調査研究における調査項目については、今後の市場の競争状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。	
	予算要求	○ 今後、一層の競争促進及び利用者利益の確保に資するため、国内外の電気通信市場の動向や競争状況を定期的に調査・評価することにより、現在の我が国の電気通信市場が置かれた状況を把握し、その結果を踏まえ、既存制度の在り方について検討することが必要であることから、そのために必要な予算要求を行う方向で検討する。
	制度	◎ 今後、一層の競争促進及び利用者利益の確保を図るため、電気通信事業における公正競争ルールに関する既存制度の在り方について必要な省令等の改正に資する検討を実施する。

		方向性の内容等	
電気通信事業における公正競争ルールの整備	実施体制	○	電気通信事業における公正競争ルールの整備にあたっては、『競争政策』『料金政策』『番号政策』の3つの観点に分類し、それぞれの観点から適切な政策検討を実施する体制において、必要な調査研究を実施する。
	電気通信分野の消費者行政の推進	迷惑メール対策として、情報収集とそれに基づく法執行、海外における迷惑メールの実態及びその対策に関する調査、迷惑メール防止技術の研究開発及び導入の状況に関する調査を引き続き継続して実施する。違法有害情報対策では、平成21年度に新たなガイドラインの策定と既存のガイドラインの見直しがあったことから、対応に苦慮する中小プロバイダ等を対象とする相談業務を引き続き実施する。	
	予算要求	○	迷惑メール対策では、効果的・効率的な対策を講ずるため、調査研究や相談窓口等を通じた情報収集・分析、技術動向の把握、通報・分析システムの運用等を継続して行う必要があるため、来年度も予算要求を行う方向で検討。 また、違法・有害情報対策においても、対応の判断に苦慮している中小プロバイダ等からの相談業務を継続して実施するには、相談センターの運用を行うことが効率的かつ効果的であるため、来年度もこれに必要な予算要求を実施する。
	制度	○	迷惑メール対策では、特定電子メール法の適正な執行を継続しつつ、今後、国際動向も踏まえた制度見直しを必要に応じて実施する。 また、違法・有害情報対策では、対応の判断に苦慮している中小プロバイダ等からの相談業務を継続して実施し、相談内容の分析を通じ、必要に応じて制度見直しを行う。
実施体制	○	迷惑メール対策及び違法・有害情報対策では、予算執行の効率性を図るため、一般競争入札における適合基準等の見直しを図り、より多くの者が入札可能となるよう努める。	
インターネットの高度化	インターネットのトラフィックは直近の3年間（平成18年11月～平成21年11月）で約2.1倍と急増しているため、引き続き、ネットワークの混雑を緩和し、社会インフラであるインターネットの安定的な利用を可能とし、持続的な成長を確保するための対策を実施する。		
	予算要求	○	IPv6 技術習得を目的とした実証実験については、一定の成果が見込まれることから事業の廃止を検討する。また、インターネットの高度化に関する施策について、継続して必要な要求を行う方向で検討する。
	制度	○	現行制度での適切な運用を進める。
	実施体制	○	現行体制での適切な運用を進める。
情報セキュリティの強化	情報セキュリティに対する脅威は、年々高度化・複雑化しているため、引き続き、マルウェア対策、情報セキュリティ及び電子署名の普及啓発等のセキュリティ対策等を実施する。 また、情報セキュリティを効果的に強化するため、平成22年度より、利用者から情報セキュリティに関する相談等を受け付ける情報セキュリティ・サポーターの育成等、利用者の情報セキュリティ水準向上に向けた取組を実施している。		
	予算要求	◎	情報セキュリティ上のリスクが多様化・高度化・複雑化している事的確に対応するため、「第2次情報セキュリティ基本計画」及び「国民を守る情報セキュリティ戦略」に基づき、必要な予算要求を行う方向で検討する。
	制度	○	今後も電子署名法に基づく認定制度を円滑に運用するため、必要な調査研究を実施する。
	実施体制	○	現状の体制で引き続き実施する。
基準認証制度の実施	調査を実施することにより、無線通信機器等に係る基準認証制度の適正・健全な維持及びMRAの適確な実施を確保するとともに、MRA 国際研修会を開催し、日米協定の国際約束の履行及び衆参両院の附帯決議に対応することにより、国際的に信頼される認証機関を育成し、利用者利便の向上を図る。		
	予算要求	◎	携帯電話端末等について、警察機関等への緊急通報を発信する機能を要件化することなどから、市場調査における対象機器を増やすため、予算の拡充を行う方向で検討する。
	制度	○	現行制度での適切な運用を進める。
	実施体制	○	現行制度での適切な運用を進める。

(2) 政策全体の課題と取組の方向性

今後も情報通信技術利用環境の整備に当たっては、電気通信事業における公正競争ルールに関して、必要に応じ制度改正を実施するための検討を行っていくほか、インターネットのトラヒックのひっ迫対策等のインターネットの高度化を図ることにより、利用者の利便性の向上を図る。また、社会・経済の ICT 化によって生じる安心・安全なインターネットの利用を確保するため、迷惑メール対策をはじめとする電気通信分野の消費者保護について継続的な予算要求を行うとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」及び「国民を守る情報セキュリティ戦略」に則り、情報セキュリティの強化について実施体制を維持していく。

6 学識経験を有する者の知見の活用

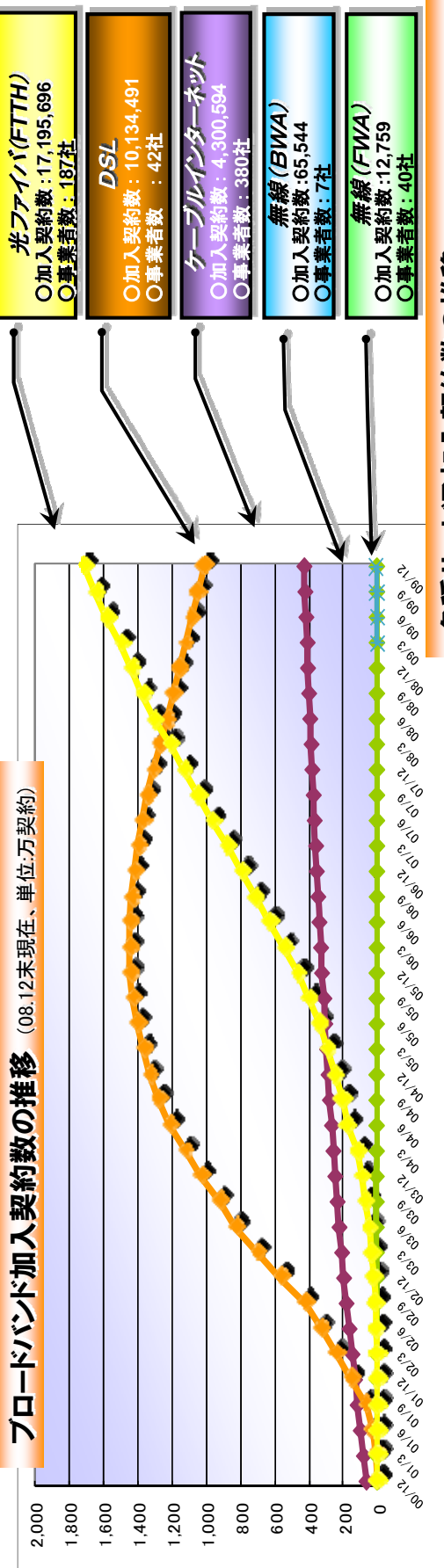
- 平成 22 年 6 月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング高崎氏から施策の有効性、必要性等について御意見をいただき、評価書に反映した。
- 平成 22 年 7 月、株式会社東芝研究開発センター技監土井氏から目標値の設定等について御意見をいただき、評価書に反映した。

7 評価を行う過程において使用した資料

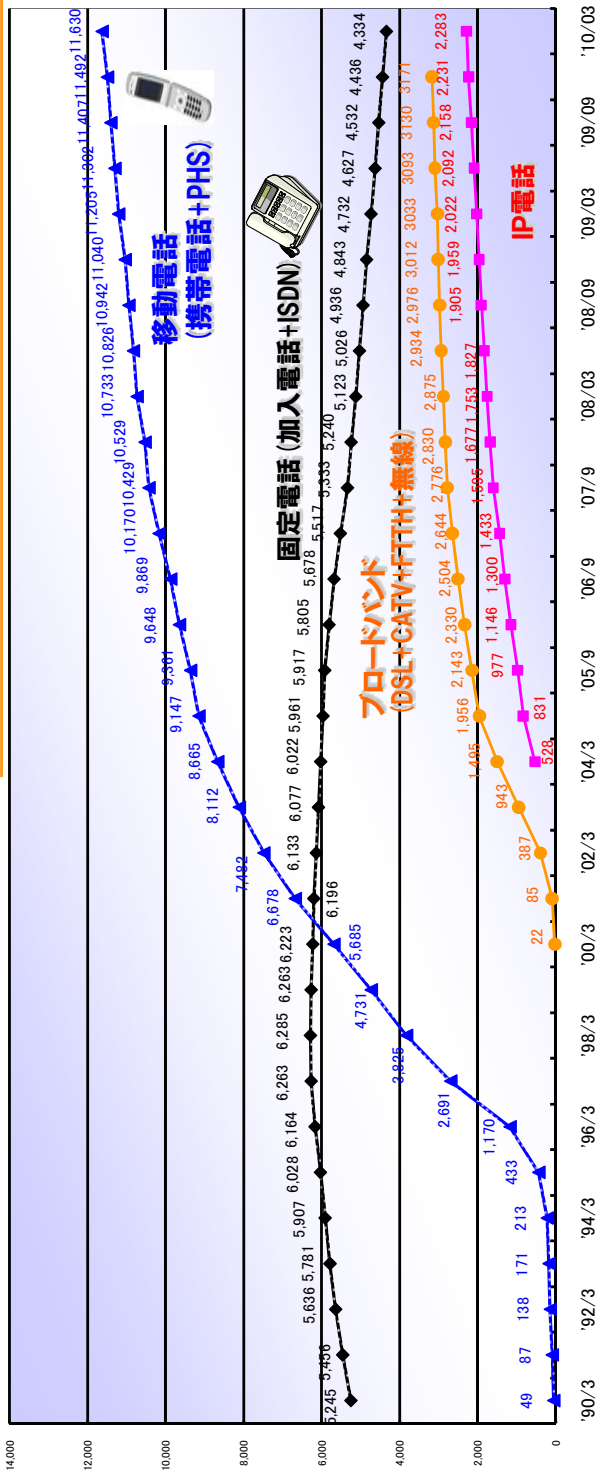
- 「電気通信事業分野における競争状況の評価 2008」の公表及び電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表（平成 21 年度第 1 四半期（6 月末））（平成 21 年 10 月 2 日 総務省）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban02_000024.html
- 電気通信サービスに係る内外価格差調査（平成 21 年 8 月 11 日 総務省）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban03_000015.html

ブロードバンド化の進展状況

別紙2



各種サービス加入契約数の推移 (10.03未現在、単位:万契約)



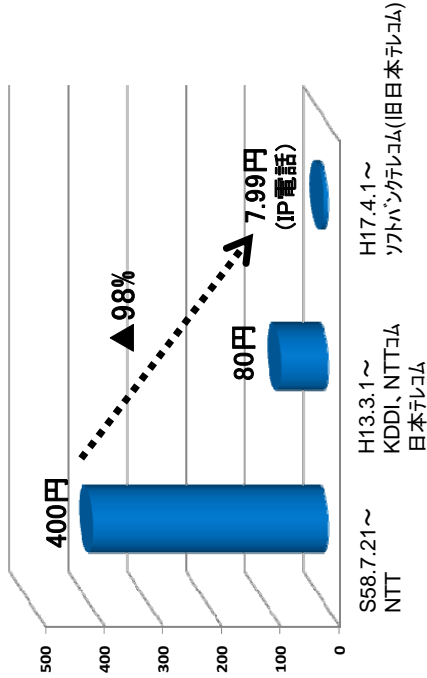
注:平成16年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

電気通信サービス料金等の低廉化 (2010.4.1現在)

別紙3

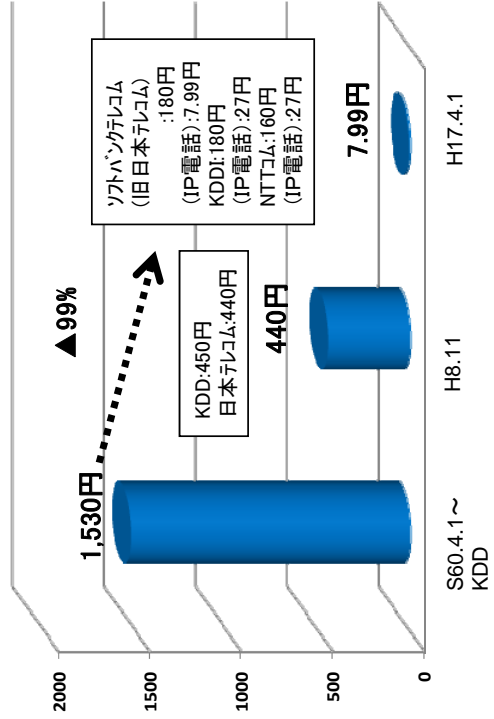
①市外通話(東京—大阪間)

(平日昼間3分間、税抜き額)



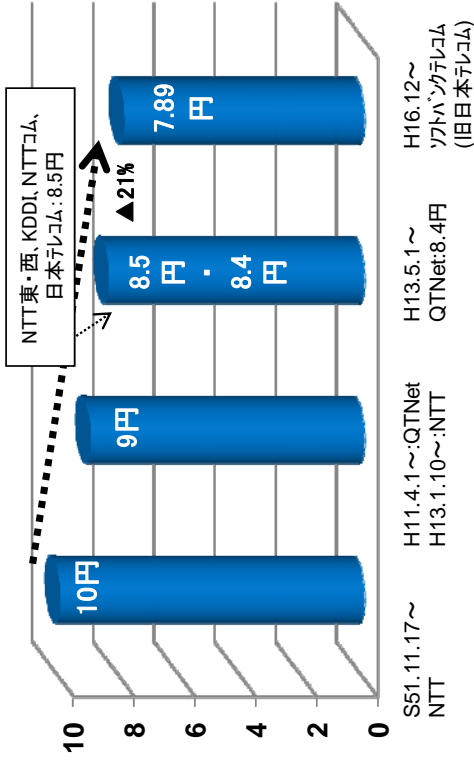
③国際通話(日米間)

(平日昼間3分間)



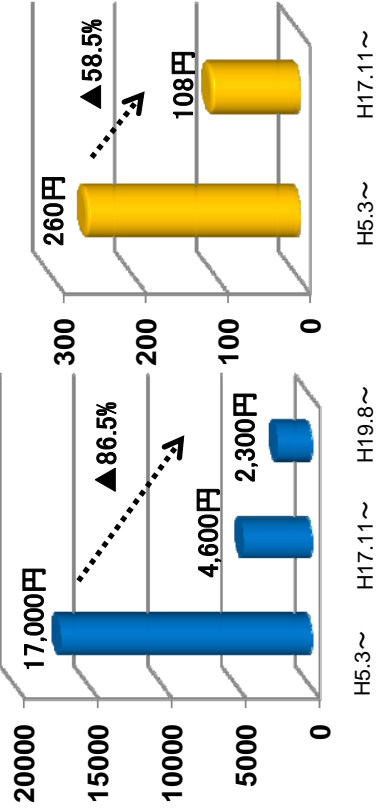
②市内通話

(平日昼間3分間、税抜き額)



④携帯電話(800MHzデジタル方式) (NTTドコモ(タイプS)の場合)

【基本料】※ 【通話料】(平日昼間3分間、税抜き額)



※H17.11の基本料4,600円には無料通話2,000円分を含む
 H19.8の基本料は「ひとりでも割引50」適用(基本料50%OFF)。また、無料通話2,000円分を含む。